二・三　［略］	一・二　［同上］
（令第十五条の六第三項の内閣府令で定める額） **第二十八条の十八**　令第十五条の六第三項の内閣府令で定める額は三万七千円とする。	［条を加える。］
（令第十五条の六第四項の規定により読み替えて適用する同条第三項の内閣府令で定める額） **第二十八条の十九**　令第十五条の六第四項の規定により読み替えて適用する同条第三項の内閣府令で定める額は四万二千円とする。	［条を加える。］
第二十八条の二十・第二十八条の二十一　［略］	**第二十八条の十八・第二十八条の十九**　［同上］
（法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項） **第五十三条の六**　法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項） **第五十三条の六**　法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の二十第三項を満たしているか否かの別	六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

2　子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第二十八条の十八第三項」を「第二十八条の二十第三項」に改める。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。